新　刊

□日本植物分類学会国際植物命名規約邦訳委員会（訳）：**国際植物命名規約（セントルイス規約）2000 日本語版**　174 pp. 2003. 日本植物分類学会. ISBN: 4990186702.

原書の表題はInternational Code of Botanical Nomenclature (Saint Louis Code) 2000，これまでと同じくRegnum Vegetabile Vol. 138としてIAPT (International Association for Plant Taxonomists) 国際植物分類学連合（ヨーロッパ）から発行されたものである．国際植物命名規約（以下，命名規約と略記）の日本語版は，1988年の「ベルリン規約」，1994年の「東京規約」に次いで三番目となる．先行する二つの規約の日本語版は大橋広好氏によって翻訳され，津村研究所から出版されている．

原書がB5サイズであるのに対して本書はほぼA4サイズであり，また，原書が474ページであるのに対して，本書は上記のように174ページである．それは原書にある付則Appendix IIA～Vを本書では割愛しているためである．それは6つの付則を日本語に翻訳することが許可されたなかったことが原因であったと，「日本語版あとがき」で日本語版編集を担当された大橋広好，永益英敏の両氏が述べ，さらに日本語版の中にはこれらの付則を再録する必要を認めなかった，とも述べている．評者にはIAPTに日本語への翻訳を拒絶される理由が思い浮かばないが，確かにこの部分は必要とする各研究者が原典で確認すべきところのものであり，不要ではないが，あったら便利とでもいうべき内容だろう．

評者は新しい分類群を記載することを研究テーマの一つとしており，その目的のためには命名規約を一定程度理解していないと研究を進めることができない．そのような立場からは，新しい規約が出ると，どのような点が改定されたのかということに関心が向く．しかし，ここでは一般の植物研究家の方々にとって，命名規約とはいったいどういう内容のものなのか，そしてそれがどのように役立つかという点からご紹介してみたい．また，命名規約そのものというよりは，命名規約日本語版が独自にもつ特徴に光をあてて，話を進めていきたい．

本文は，「前文」，「第I部　原則」，「第II部　規則と勧告」，「第III部　規約改正のための規定」，「付則I　雑種の学名」から構成されている．「前文」では命名規約の目的と命名法体系の中身を説明している．命名規約の目的を本書から引用しよう．「この国際植物命名規約は分類学的群に学名を与えるための恒久的な方法を規定し，間違いやあいまいの原因となるようなあるいは科学を混乱させるような学名の使用を避けかつ拒否することを目的とする．次に重要な目的は無用な学名が作られないようにすることである」と，明確に目的が規定されている．

「原則」では学名がラテン語として扱われ，その適用はタイプにもとづき，どの学名を適用するかについては発表の優先権（先取権）を基本とすることなどが「原則」，つまり命名法の基礎として確認されている．

「第II部　規則と勧告」が命名規約のいわば核心部である．内容を簡単に紹介すると，「第I章　分類群とそのランク」，「第II章　学名の地位，タイプの指定および優先権」，「第III章　ランクに応じた分類群の命名法」，「第IV章　有効発表と正式発表」，「第V章　学名の廃棄」，「第VI章　多型的生活環をもつ菌類の学名」，「第VII章　正字法および学名の姓」と続く．学名に興味をもつ方々にとっては魅力的なタイトルではないだろうか．翻訳文自体も概ね適切で，簡潔で美しい日本語となっていると思う．第II部全体を通じて62の条項があり，それぞれの条項がさらに枝分かれして詳しく説明され，勧告と実例や付記が添付されている．

「実例」はその条項をよりよく理解する手だてになることが多い．そこで，邦訳委員会にはもう一歩踏み込んでいただいて，日本とその関連地域（ヒマラヤ，東南アジア，ロシア極東地方など）における実例を挙げていただければ，日本語を主言語とする研究者にとって理解をさらに深めるばかりではなく，日本語版そのものが出色のものになるのではないだろうか．また，序文に「規約の文献引用例は従うべきモデルとみなされていることが多い」とあるように，「実例」に挙げられてい

る文献の引用の仕方は大いに参考になる．

「付則I　雑種の学名」は12の条項が挙げられている．本誌に投稿いただくときの参考になると思われるので，二つの勧告をご紹介する（勧告なので必ずしも従う必要はない）．「勧告 H.3A.1. 雑種分類群の学名では，乗法記号×はその学名または形容語の最初の文字の直前［×と最初の文字の間にスペースを空けないの意，評者注］に置くべきである．しかしながら，もし乗法記号が使えず，その代わりに文字"x"を使うならば，"x"と形容語との間に1字分の空間を残すことであいまいさを避ける助けとして良い．文字"x"は小文字とすべきである」「勧告 H.10B.1. すでに命名されている種内分類群の間に生じた雑種に対する新学名の発表を意図したときに，著者は，雑種式が新学名に比べて，より煩雑であるがより情報量が多いことを考慮し，新学名が本当に必要かどうかを注意深く検討すべきである」．このことは種間雑種にも当てはまることである．

巻末に事項索引が掲載されている．これがたいへん役に立つ．項目は五十音順に並べられ，それぞれに英語の用語が対比されている．そのため，日本語と英語の対照表のような役割も果たしている．この事項索引は，原書のSubject indexを翻訳したものではなく，日本語版のために邦訳委員会が独自に作成したものだという．植物分類学の歴史はここ日本においても決して短くない．そのために，同一の術語についても多くの研究者によって，さまざまな訳語がつけられてきたものもある．本書の事項索引を，植物分類学用語の上での，日本語から英語への言い換え，あるいはその逆の，現時点でのスタンダードとして利用していきたい．本書ではこの事項索引の次に，邦訳委員会：植物命名法用語集が続く．これを事項索引と併用することによって，日本語→英語→ラテン語の対応関係も明確に見えてくる．この事項索引と用語集は「付録」以上のものといって良いだろう．

原書の表題に「第16回国際植物会議，（米国）ミズーリ州セントルイス，1999年7–8月で採択された」という副題が付けられている．このためこの規約はセントルイス規約 St Louis Code と略称される．本書は黒い背表紙に銀色の文字という装丁となっている．この装丁は原書と同じである（背表紙の材質は異なっている）．黒い背表紙と銀色の文字に何らかの意味をもたせたらしいことを，Codeの編集委員長であるW. Greuterと幹事のD. H. Hawkworthが述べているが，東京規約が「紫の規約 purple Code」と呼ばれたように，何度手にとっても汚れの目立たない，「黒の規約 black Code」として利用されることを期待したい．（門田裕一）

□大塚孝一：**信州のシダ**　194 pp. 2004. ¥2,415. ほおづき書籍. ISBN：4434048090.

長野県の自生種292種類の生態写真をA5版の頁に2種類ずつ納め，解説をつけたものである．配列は人里，山地や渓谷，高原や湿地，高山や亜高山，暖地と分けてまとめてあり，長野県産シダ植物目録，県RDB掲載種，主な属における種の検索表を伴う．野外観察の参考に手頃な本である．

一方，近頃は優れた写真図鑑があふれているので，地域の人達はもっと独自性のある図鑑を目指せないだろうか．たとえば，検索表に出てくるあらゆる形質，羽片，ソーラス，包膜，鱗片，毛，胞子などを，すべての種について示すということは，全国規模の図鑑ではなかなかできない．地域研究者ならば，種類数が少ないことと，現場に精通していることとで有利だと思う．さらに本書では1頁でしか示されていない芽立ちの形状や季節的変化の記録は，地元の人達なら網羅的に観察記録できるので，それらがまとめて示されれば，有用性が高まるものと思う．ほおづき書籍の連絡先はFAX 026-244-0210. 著者へ直接申し込んでもよく，連絡先はTEL/FAX 026-227-9903である．（金井弘夫）

□清水敏一：**大雪山の父・小泉秀雄**　438 pp. 2004. ¥4,725. A5版. 北海道出版企画センター. ISBN：4832804154.

植物分類学の研究者として，全貌があまり知られていなかった小泉秀雄氏の人物像を，多くの資料を発掘しながら明らかにしたもので，同じ著者の「大雪山わが山小泉秀雄」「小泉秀雄植物図集」に続く決定版である．前半は小泉の生涯を物語ると共に，大雪山の